

1 65歳以上の方の保険料

令和7(2025)年度

区 分	対 象		年間保険料
第1段階 (基準額×0.285)	本人が市民税非課税	■生活保護を受給されている方 ■中国残留邦人等支援給付を受給されている方	21,200
第2段階 (基準額×0.36)		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万9千円以下の方または 老齢福祉年金を受給されている方	26,700
第3段階 (基準額×0.68)		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万9千円を超えて120万円以下の方	50,500
第4段階 (基準額×0.90)		第1段階、第2段階以外の方	50,500
第5段階 (基準額)		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万9千円を超える方	74,300
第6段階 (基準額×1.20)	本人が市民税課税	合計所得金額が120万円未満の方	89,100
第7段階 (基準額×1.30)		合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	96,600
第8段階 (基準額×1.50)		合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	111,400
第9段階 (基準額×1.70)		合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	126,300
第10段階 (基準額×1.90)		合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	141,100
第11段階 (基準額×2.00)		合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	148,600
第12段階 (基準額×2.20)		合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	163,400
第13段階 (基準額×2.30)		合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	170,800
第14段階 (基準額×2.60)		合計所得金額が820万円以上1,000万円未満の方	193,100
第15段階 (基準額×3.00)		合計所得金額が1,000万円以上の方	222,800

※第1～5段階の「合計所得金額」には年金所得は含みません。
※各段階の保険料年額は、基準額74,280円×乗率(100円未満は四捨五入)で算出します。

課税年金収入額	課税年金収入額とは、国民年金、厚生年金や共済年金などの公的年金の年間受給額です。遺族年金や障害年金などの非課税年金は含みません。
合計所得金額	合計所得金額とは、収入から必要経費等(給与の場合は給与所得控除額、公的年金等の場合は公的年金等控除額)を差し引いた金額の合計額で、土地・建物等の譲渡所得(特別控除後)、並びに確定申告または市町村民税の申告をした配当所得及び株式譲渡所得(譲渡損失の繰越控除前)も含まれます。なお、社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、医療費控除などの所得控除は適用されません。
基準となる所得金額等の見直し	令和6年度以降、税制改正に伴う給与所得控除、公的年金等控除の引き下げによる影響を受けないよう、保険料段階の判定に用いる所得金額等は次のとおり計算します。なお、合計所得金額がマイナスの場合は0円として計算します。 ・第1～5段階の方は、給与所得(給与所得と公的年金収入に係る年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除した額
転入された方の所得、課税状況	年度の途中で本市に転入された方は、前年の所得、今年度の課税状況を前住所地へ照会します。 回答に日数がかかりますので、基準額(第5段階)で保険料を通知し、その翌月以降に保険料を変更して通知する場合があります。

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度の保険料は、次のとおり15段階になります。また、令和元(2019)年度から非課税世帯の介護保険料について、消費税率引き上げ分を財源とした公費で一部負担することによって、保険料軽減強化を行っています。

保険料は、4月から翌年3月までを1年として計算しますが、年度の途中で資格を取得(65歳到達、他の市町村から転入等)または喪失(他の市町村に転出等)した場合は、加入期間分(資格を取得した月から、または喪失した月の前月分まで)を**月割**で計算します。
計算の内訳は、介護保険料納入通知書の後ろから2枚目に表示してあります。

65歳以上の方の保険料の賦課期日は、当該年度の初日(4月1日)となります。ただし、年度の途中で65歳に到達した方は誕生日の前日、本市に転入してきた方は転入日(いずれも資格取得日)が賦課期日となります。
同一世帯員であるか否かは、賦課期日時点の住民登録で判断します。

2 保険料の納め方

65歳以上の方の保険料の納め方は、特別徴収(年金からの引き去り)と普通徴収(納付書または口座振替によるお支払い)の2種類があります。

65歳以上の方 (第1号被保険者)	40歳以上65歳未満の方 (第2号被保険者)
市町村へ納付します。 ご夫婦や扶養親族になっている方も、別計算でそれぞれ納めていただくことになります。	加入している医療保険者へ、医療保険料と合わせて納付します。※今年度65歳に到達した方は、65歳到達月の前月分までです。
特 別 徴 収 (年金からの引き去り)	普 通 徴 収 (納付書または口座振替によるお支払い)
●年金受給額が年額18万円以上の方 年金の支払い(偶数月)の際に、介護保険料をあらかじめ引き去りさせていただきます。	●年金受給額が年額18万円未満の方 ●老齢福祉年金を受給されている方 ●年金を受けていない方 納入通知書を金融機関などへ持参するか、口座振替をご利用ください。

1.特別徴収(年金からの引き去り)

2月の納め方が特別徴収の方は、引き続き4月・6月・8月の年金からも翌年度の仮徴収として、2月の保険料と同額を年金から引き去りさせていただきます(8月の保険料は平準化のため変更となる場合があります)。仮徴収額は、毎年7月中旬に送付します「介護保険料納入通知書」でご確認ください。

■ 特別徴収にならない場合(一定期間普通徴収になります)

- 年度の途中で年間保険料額が変更になった場合
- 年金の支給が差し止めになった、または年金を担保に融資を受けた方
- 年金保険者からの被保険者情報と本市の個人情報(住所、氏名、生年月日等)が一致しない方
- 年度途中で65歳に到達した方、または本市に転入された方は特別徴収が開始となるまでの間
- 年金の受給時期を繰り下げている方

■ 特別徴収開始時期の目安(年金保険者からの通知時期によって開始時期が変わる場合があります)

以下の条件に該当する方の特別徴収の開始時期は下の表のとおりです。
対象となる方は、年金受給額(見込額)が年額18万円以上であって、

- ①年金を受給していて、65歳に到達した方
- ②65歳以上で、年金を受給し始めた方
- ③年金を受給していて、他の市町村から転入してきた方(日本年金機構等への住所変更も必要)

①～③に該当した時期	特別徴収開始月(目安)
令和 7(2025)年 4月2日～令和 7(2025)年 10月1日	令和 8(2026)年 4月
令和 7(2025)年 10月2日～令和 7(2025)年 12月1日	令和 8(2026)年 6月
令和 7(2025)年 12月2日～令和 8(2026)年 2月1日	令和 8(2026)年 8月
令和 8(2026)年 2月2日～令和 8(2026)年 4月1日	令和 8(2026)年 10月

※年度途中に所得の変更等があり年間保険料額が変わった方、年金の現況届の手続きの遅れ等で特別徴収が中止となった方は、納め方が一定期間普通徴収に変わります。

2.普通徴収(納付書または口座振替によるお支払い)

普通徴収の方の納付場所	◎旭川市指定金融機関 旭川信用金庫(本・支店、出張所及び旭川市役所内派出所) ◎旭川市収納代理金融機関(本・支店) ※変更となる場合があります。 ・みずほ銀行・北陸銀行・秋田銀行・北海道銀行 ・北洋銀行(※納付書でのお支払いの場合は、北洋銀行で定める手数料がかかります。) ・北星信用金庫・留萌信用金庫・遠軽信用金庫・北空知信用金庫・北見信用金庫・稚内信用金庫 ・北央信用組合・北海道労働金庫 ・市内の農業協同組合・東神楽農業協同組合 ◎ゆうちょ銀行直営店及び郵便局 ◎旭川市役所の各支所及び出張所並びに東部まちづくりセンター
	～普通徴収の方は口座振替が便利です～(振替日は各納期の納期限日となります) ご希望の方は、預金口座振替依頼書自動払込利用申込書(はがき)または各金融機関の窓口にある口座振替依頼書でお申込みください(口座振替の開始は、お申込みの翌月以降の納期分からとなります。お申込みされた当月分の保険料は納付書で納めてください)。 ※口座振替から特別徴収(年金からの引き去り)へ納め方が変わる場合、口座振替は自動で停止し、年金からの引き去りとなります。 ※口座振替は毎年継続されますが、特別徴収へ納め方が変わるなどして一定期間口座振替実績がなくなった場合、再度お申込みが必要になります。

3 保険料の減免制度について

次の理由により保険料の納付が著しく困難となったときは、保険料の納付の一定期間猶予や、減免を受けられる場合があります。申請期限があり納期限を過ぎたものは対象になりませんので、速やかに減免の申請をしてください。

- 対象となる条件
- (1)災害等により、住宅・家財等に著しい損害を受けた場合
 - (2)生計維持者の長期入院・失業・冷害等により収入が著しく減少する場合
 - (3)国外居住・刑事施設等収監により、介護サービスを受けることができなくなる場合
 - (4)収入や資産の状況により、保険料の納付が困難な場合(次のすべての条件を満たす方)
 - ①保険料が第2段階以上である
 - ②世帯全員の合計した年間収入の見込額がその世帯の年間の生活保護基準額以下
 - ③世帯全員が活用できる資産(居住用資産を除く)を所有していない
 - ④世帯全員の合計した預貯金額が年間の生活保護基準額の2倍以下

4 介護保険料を滞納した場合

延滞金が発生する場合があります	保険料を納期限後に納めると、納付までの日数や金額に応じて延滞金が発生場合があります。納期限の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金特例基準割合から算出される割合を、保険料額に乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納めなければなりません。 ただし、保険料額が2,000円未満の場合、または延滞金額が1,000円未満の場合は延滞金は加算されません。詳しくは納入通知書をご覧ください。
給付制限が適用となる場合があります	特別な理由がなく保険料を滞納すると、滞納期間に応じて、介護サービスを受ける際に給付制限の措置がかかる場合があります。 ①償還払い化 介護サービス費用の一時的な全額負担 ②給付減額 利用者負担の割合が1割または2割の方は3割に、3割の方は4割に引き上げられるとともに、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなります。